

草加市低入札価格調査マニュアル

1 目的

草加市低入札価格調査マニュアル（以下「本マニュアル」という。）は、本市における工事の品質確保及び不良・不適格業者の排除等に資するため、「草加市低入札価格及び最低制限価格取扱実施要綱」（平成12年告示第191号。以下「要綱」という。）に基づく調査を実施する際の調査方法及び内容等を定めたものである。

2 適用範囲

本マニュアルは、要綱第2条第1号に規定する低入札価格調査制度対象建設工事等のうち、調査基準価格を下回った入札に係る調査に対して適用する。

3 調査方法

本マニュアルに基づく調査は、入札が執行された日から実施することとし、次の手順により、可及的速やかに入札者に対する資料の提出要求、事情聴取及び関係機関等への照会等を行い、調査を完了するものとする。

- (1) 落札の決定を保留した段階で、調査対象となった入札者（以下「調査対象者」という。）に対し、低入札価格調査の対象である旨を申し述べ、契約課長が期日を指定した上で、入札金額積算内訳書（任意様式）の提出を求めるものとする。
- (2) 調査対象者に対し、契約課長が期日を指定した上で、入札の責任者（支店長、営業所長等）から調査票（別紙1～別紙10）及び確認資料の提出を求めるものとする。
- (3) 前各号に掲げる資料の受領後、当該建設工事等の設計担当課（以下「設計担当課」という。）は契約課と連携し、契約課長が期日を指定した上で、入札の責任者からの事情聴取を求めるものとする。

なお、指定する期日までに、調査対象者が前各号に掲げる求めに応じなかった場合、期限を定めて説明を求め、これに応じない場合は、調査対象者を落札者としなないことができるものとする。

4 調査内容

本調査においては、要綱第4条に規定する調査内容のうち、特に「表1 調査票の調査項目」の内容について、重点的に調査するものとする。

5 低入札価格調査票の作成等

設計担当課長は、事情聴取後、調査事項をまとめた低入札価格調査結果報告書（要綱様式）を作成し、契約課長（入札執行者）へ送付するものとする。

表1 調査票の調査項目

	調査項目	調査内容	様式・確認資料
1	低入札価格調査票	低入札価格調査に係る総括	工事契約書の写し等
2	当該価格で入札した理由	当該入札価格で、当該契約が安全で良質な施工が可能かどうかを確認する。	別紙1
3	手持資材の状況	当該工事で手持資材を活用する場合は、具体的な数量、活用方法及び保管状況を確認する。	別紙2 具体的な数量、活用方法及び保管状況を確認できる資料等
4	手持機械の状況	当該工事で手持機械を活用する場合は、現在使用していない機械の有無を確認する。	別紙3 所属等を証する資料等
5	下請予定業者等一覧表	下請業者の見積額（資材、機械リース、労務、交通誘導員等）が入札金額の積算金額に適切に反映されているかを確認する。	別紙4 下請業者からの見積等
6	労務者の確保計画	施工に必要な職種、人員及び労務単価が適正に確保されているか。また自社の者を従事させる場合には、雇用関係等を確認する。	別紙5 雇用関係が確認できる資料等
7	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者	過去に施工した同種、類似工事の実績、低入札価格調査の有無及び工事成績を確認する。	別紙6 工事契約書の写し等
8	機械リース元一覧	当該工事で使用する機械について、低価格でのリースが可能としている場合、見積書等により、その根拠を確認する。	別紙7 機械リース業者等の見積等
9	資材購入予定先一覧表	当該工事で使用する資材について、低価格での調達が可能としている場合、見積書等により、その根拠を確認する。	別紙8 資材販売店等の見積等
10	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係	対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等が地理的条件等から資機材の運搬等の経費の縮減が可能か。また緊急時の対応等安全管理に優位性があるかを確認する。	別紙9 施設の所在を確認できる資料

	調査項目	調査内容	様式・確認資料
11	仕様及び数量	(a) 数量総括表に対応する積算内訳となっているか。 (b) 設計図書での要求事項を理解して見積を行っているか。 (c) 指定の数量によって積算されているか。（数量の指定のない場合は、業者の数量となる。） (d) 指定の工法によって施工することとしているか。（工法指定がない場合は、その工法に安全性等の面で問題はないかを確認する。）	入札金額積算内訳書
	資材単価、労務単価又は市場単価	資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合は、当該単価の設定理由を記載した書類等を求めるなど詳細な調査を行う。	
	下請業者との関係	下請業者を予定している場合は、下請予定業者等一覧表の内容において、別途調査を行う。	
	安全対策	安全管理等の共通仮設費の計上は不適當ではないか。（特に指定仮設についての調査は入念に行う。）	
	現場管理費	現場管理費の計上は不適當ではないか。	
	一般管理費	一般管理費について、発注者の価格に比し相当程度低いと認められる場合は、当該価格の設定理由について確認する。	
12	誓約書	誓約書の提出	別紙10 誓約書

低入札価格調査制度(失格基準価格)の入札から落札までのフロー図

○低入札価格調査制度における失格基準価格の設定

※ 低入札価格調査制度を適用しているもののうち、総合評価方式により入札を行う建設工事等においては、失格基準価格を設定する。

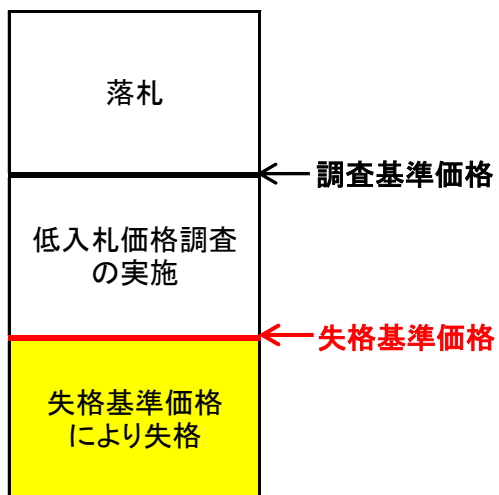
①入札額が調査基準価格を下回ったものが複数ある場合

下回った者の入札額の平均額の95% ⇒ ①へ

②入札額が調査基準価格を下回ったものが1者の場合

調査基準価格の95% ⇒ ②へ

○イメージ図



○失格基準価格を設定した場合の具体例

・調査基準価格の算定方法
 直接工事費 × 97%、共通仮設費 × 90%
 現場管理費 × 90%、一般管理費 × 68%
 の合計額(1,000円未満切り捨て)
 ・ただし予定価格の75%に満たないものは予定価格の75%に、予定価格の92%を超えるものは予定価格の92%となります。

予定価格 2,000万円 調査基準価格 1,700万円

①基準価格未満の者が複数の場合

	入札額	結果
A社	1,400万円	失格
B社	1,500万円	落札候補者
C社	1,600万円	次順位者
D社	1,800万円	
E社	2,100万円	

失格基準価格 1,425万円
 調査基準価格 1,700万円
 (上記の算定方法を基に仮定)

※A社は失格基準価格を下回るため失格となります。

【失格基準価格計算式】
 (1,600万円+1,500万円+1,400万円) ÷ 3
 者 × 95% = 1,425万円

②調査基準価格未満の者が1者の場合

	入札額	結果
A社	1,600万円	失格
B社	1,750万円	落札
C社	1,800万円	
D社	1,900万円	
E社	2,100万円	

失格基準価格 1,615万円
 調査基準価格 1,700万円
 (上記の算定方法を基に仮定)

※A社は失格基準価格を下回るため失格となります。

【失格基準価格計算式】
 1,700万円 × 95% = 1,615万円

